

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年12月6日(2024.12.6)

【公開番号】特開2023-83855(P2023-83855A)

【公開日】令和5年6月16日(2023.6.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-112

【出願番号】特願2021-197806(P2021-197806)

【国際特許分類】

G 03 F 7/20(2006.01)

10

H 01 J 61/52(2006.01)

F 21 S 2/00(2016.01)

F 21 V 7/08(2006.01)

F 21 V 5/04(2006.01)

F 21 V 29/503(2015.01)

F 21 V 29/60(2015.01)

F 21 Y 101/00(2016.01)

【F I】

G 03 F 7/20 521

20

G 03 F 7/20 501

H 01 J 61/52 B

F 21 S 2/00 340

F 21 V 7/08 100

F 21 V 5/04 650

F 21 V 29/503

F 21 V 29/60

F 21 Y 101:00 300

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月28日(2024.11.28)

30

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光を射出する光源装置であって、

光源からの光を反射して集光点に集光させる集光部と、

前記集光部からの光の光路上に配置される遮光部と、

40

前記集光部と前記遮光部との間に配置され、前記集光部からの光を反射する反射部とを有し、

前記反射部は、反射させた光が前記集光部により前記集光点に集光されるように配置されることを特徴とする光源装置。

【請求項2】

前記光源を更に有することを特徴とする請求項1に記載の光源装置。

【請求項3】

前記光源は、口金部を備えるランプであることを特徴とする請求項2に記載の光源装置。

【請求項4】

50

前記ランプは、水銀ランプであることを特徴とする請求項 3 に記載の光源装置。

【請求項 5】

前記反射部は、前記集光部と前記口金部との間に配置されることを特徴とする請求項 3 又は 4 に記載の光源装置。

【請求項 6】

前記口金部に接続されるリード線を更に有し、

前記反射部は、前記集光部と前記リード線との間に配置されることを特徴とする請求項 3 乃至 5 の何れか一項に記載の光源装置。

【請求項 7】

前記口金部を冷却するための気体を吹き付けるノズルを更に有し、

前記反射部は、前記集光部と前記ノズルとの間に配置されることを特徴とする請求項 3 乃至 6 の何れか一項に記載の光源装置。

【請求項 8】

前記口金部に接続されるリード線と、

前記口金部を冷却するための気体を吹き付けるノズルとを更に有し、

前記集光部により前記光源からの光が反射される側から見た場合、前記リード線と前記ノズルは互いに重なるように配置されることを特徴とする請求項 3 乃至 7 の何れか一項に記載の光源装置。

【請求項 9】

前記反射部は、前記集光点を中心とする球の一部に対応することを特徴とする請求項 1 乃至 8 の何れか一項に記載の光源装置。

【請求項 10】

前記反射部は、フレネルミラーであることを特徴とする請求項 1 乃至 9 の何れか一項に記載の光源装置。

【請求項 11】

前記反射部は、前記集光部からの光を前記集光部に対して反射する再帰反射性能を有することを特徴とする請求項 1 乃至 10 の何れか一項に記載の光源装置。

【請求項 12】

前記反射部は、前記集光部からの光を前記集光部に対して反射する反射面を備える、少なくとも 1 つのコーナーキューブを含むことを特徴とする請求項 11 に記載の光源装置。

【請求項 13】

前記反射部は、反射体と少なくとも 1 つの球面レンズを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の光源装置。

【請求項 14】

前記反射部は、反射体と少なくとも 1 つの屈折率分布型レンズを含むことを特徴とする請求項 11 に記載の光源装置。

【請求項 15】

基板にパターンを形成するリソグラフィ装置であって、

請求項 1 乃至 14 の何れか一項に記載の光源装置を有することを特徴とするリソグラフィ装置。

【請求項 16】

請求項 15 に記載のリソグラフィ装置を用いて基板にパターンを形成する工程と、

前記パターンが形成された前記基板から物品を製造する工程とを有することを特徴とする物品の製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

10

20

30

40

50

本発明の一側面としての光源装置は、光を射出する光源装置であって、光源からの光を反射して集光点に集光させる集光部と、集光部からの光の光路上に配置される遮光部と、集光部と遮光部との間に配置され、集光部からの光を反射する反射部とを有し、反射部は、反射させた光が集光部により集光されるように配置されることを特徴とする。

10

20

30

40

50